

理 由

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、加工又は組立てのために輸出された貨物を原材料とした製品の減税制度の対象となる輸出原材料の追加指定等を行い、一般輸出貨物を業として輸出する者が保存すべき帳簿に記載すべき事項等及び特許権等を侵害する物品に該当するか否かを認定するための手続における権利者による見本の検査の承認の申請に係る手続等を定める等のほか、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定その他所要の改正を行う必要があるからである。